

令和8年1月27日現在

派遣不可

※休館日や博物館主催のイベントがあるため、派遣できません。
※実施希望日の6週間前までに申請書を提出してください。

月	火	水	木	金	土	日	
	1	2	3	4	5	6	
R 7 ・ 4 月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
5 月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
月	火	水	木	金	土	日	

月	火	水	木	金	土	日	
	2	3	4	5	6	7	8
6 月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
7 月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
月	火	水	木	金	土	日	

月	火	水	木	金	土	日	
	4	5	6	7	8	9	10
8 月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	

きらら号
派遣可能日カレンダー

月	火	水	木	金	土	日	
	1	2	3	4	5		
R 10 月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
11 月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	

月	火	水	木	金	土	日	
	1	2	3	4	5	6	7
R 12 月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
R 1 月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
月	火	水	木	金	土	日	

月	火	水	木	金	土	日	
	2	3	4	5	6	7	8
R 2 月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	1
R 3 月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					
月	火	水	木	金	土	日	

- 手順
- ①曜日固定で日付を合わせる
 - ②月の区切りの太線を合わせる
 - ③国民の祝日を合わせる
 - ④夏休み等の長期休みの日付の文字の色を合わせる
 - ⑤月齢を合わせる
 - ⑥派遣休止日のセルをグレーにする
 - ⑦博物館の年末年始休日をセルをグレーにする
 - ⑧スターウォッチングの日をグレーにする
 - ⑨令和〇年△月現在の年を直す

参照 国立天文台 曆計算室 今年のこよみ <https://eco.mtk.nao.ac.jp/koyomi/cande/cal/>

内閣府 国民の祝日について <https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>

←自動で行かないので、コピー＆ペーストで。

←自動で行かないので、コピー＆ペーストで。

インターネット系ポータル | インターネット × 四日市市立小中学校管理規則 × +

← → C H 🔒 city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000825.html#e000000149 ⌂ ☆ ⌂ ⌂ ⌂

四日市市立小中学校管理規則

平成13年3月27日 教育委員会規則第3号
(令和4年3月23日施行)

条目次 沿革

本則

第1章 総則

第1条(目的)

第2章 学期、休業日及び振替授業

第2条(学年及び学期)

第3条(休業日)

第4条(授業の変更)

第3章 教育活動及び教材

(休業日)

第3条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (2) 週休日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (7) その他委員会の必要と認める日
- (8) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め委員会の承認を得た日

2 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合は、同項第2号に掲げる日を休業日としないことができる。

(一部改正〔平成14年教委規則2号・15年1号・26年10号〕)

(授業の変更)

第4条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認め、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日としようとするときは、実施日の10日前までに委員会に届け出なければならない。

2 非常災害その他の急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合にお

R6.11月添付